

○東北学院大学任期付教員の任用等に関する規程

令和3年11月10日制定第20号

東北学院大学任期付教員の任用等に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）

第5条第2項に基づき、東北学院大学において任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）の任用に関し必要な事項を定める。

(任用)

**第2条** 任期付教員は、別表に定める教育研究組織の職に任用されるものとし、当該教員の任期及び再任の可否は、同表に定めるとおりとする。

(任命)

**第3条** 任期付教員の採用及び契約更新は、教養教育センターの教授会が発議し、教員資格審査委員会の承認を得て、学長が理事長に推薦する。

2 理事長は、前項に定める推薦に基づき、任期付教員を任命し、理事会の承認を得るものとする。

(任期)

**第4条** 任期付教員の任期は、2年とする。ただし、1回に限り契約更新を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、任期付教員の雇用は、満70歳に達した日の属する年度の末日をもって終了し、以後更新されないものとする。

(職位と職務)

**第5条** 任期付教員は、教養教育センターに所属する。

2 任期付教員の職位は、教授（任期付）又は助教（任期付）とし、教員資格審査委員会において決定する。

3 任期付教員の呼称は、大学の内外において、教授又は助教と呼ばれることを妨げない。

4 任期付教員は、教養教育センターの教授会及び研修会に出席しなければならない。

5 助教（任期付）の職務は、専任助教と同様とする。

6 教授（任期付）の職務は、嘱託教授と同様とする。

(処遇)

**第6条** 任期付教員の処遇は、次に定めるとおりとする。

(1) 任期付教員の給与は、教授は嘱託教授と同額とし、助教は学校法人東北学院教職員俸給及び

諸手当規程の助教（2級）を準用する。

(2) 通勤手当、兼任手当、時間外手当、個人研究費及び研究旅費を支給する。

(3) その他この規程に定めのない事項については、東北学院大学就業規則の例による。

(事務)

**第7条** この規程に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(改廃)

**第8条** この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

### 附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

### 別表（第2条関係）

教育研究組織	職位	任期	再任に関する事項	根拠事項
教養教育センター	教授	2年	再任1回限り	法第4条第1項1号
	助教	2年	再任1回限り	同上